

中古農機具売買規約 2020年11月以降様式

売主ノウキナビ（唐沢農機サービス株式会社（以下「甲」という。））と買主（以下「乙」という。）は、第1条に定める中古農機具を売買するにつき、以下のとおり合意する。

第1条（売買）

甲は、買付依頼書に記載された中古農機具（以下「本農機具」という。）を乙に販売し、乙は、その代金として買付依頼書に記載された金額（以下「本代金」という。）

第2条（引渡し及び代金の支払）

乙は買付依頼書記載後、本代金を甲に対し支払うものとする。甲は、買付依頼書に記載された引き渡し場所・方法にて本農機具を乙に対して引渡す。

第3条（名義変更手続）

- 1 甲は、本農機具の引時に、本農機具の名義変更に必要な一切の書類を乙に交付する。
- 2 乙は、前項の書類を受領後速やかに、本農機具の名義変更手続を行う。
- 3 本農機具の名義変更に必要な費用は乙の負担とする。

第4条（所有権の移転）

本農機具の所有権は本契約に基づく本代金及び消費税の支払いが完了し、甲が販売店から本農機具の所有権を取得したとき、甲から乙へ移転する。

第5条（引渡前の目的物の滅失等）

本農機具の引渡前に生じた本農機具の滅失、破損その他一切の損害は、甲の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

第6条（引渡後の目的物の滅失等）

- 1 甲が、乙に本農機具を引渡した時以後に、本農機具が甲乙双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、乙は滅失又は損傷を理由として履行の追完の請求、代替品の請求、修補の請求、代金の減額・返還の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。
- 2 甲が、本契約に基づいて本農機具の引渡の場所・日時において引渡の債務の提供をしたにもかかわらず、乙がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合、その履行の提供があった時以後に甲乙双方の責めに帰することができない事由によって、本農機具が滅失し、又は損傷した時も、前項と同様とする。この場合において、甲は、乙に対して、本代金並びに本代金に係る消費税の支払を請求することができ、乙はこれを拒むことはできない。

第7条（担保責任）

甲は、本契約に基づき、本農機具を本契約時の現状のまま引渡すことをもって足りるものとし、これ以外に乙に対し、本農機具に関する一切の契約不適合に係る担保責任を負わない。

第8条（解除）

- 1 甲又は乙がその債務を履行しない場合は、その相手方は、民法の定めに従い、本契約を解除することができる。
- 2 前項の他、甲及び乙は、相手方が次の各号の事由のいずれかに該当した場合には、何ら催告を要することなく、本契約を解除することができる。
 - (1) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - (2) 合併によらず解散したとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは任意競売の申立て、又は租税等の滞納処分を受けたとき
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (5) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第9条（損害賠償）

- 1 甲が、その責めに帰すべき事由により、その債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、乙は、民法の定めに従い、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項に基づき甲が損害賠償を負う場合、その額は、本代金の50パーセントを限度額とする。

第10条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決する。

第11条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、上田簡易裁判所または長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。